中間連結財務諸表

■中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

■ 十间延和負担が派役 (単位:百万		
	前中間連結会計期間末(平成22年9月30日)	当中間連結会計期間末(平成23年9月30日)
(資産の部)		
現金預け金 ※6	26,338	131,426
コールローン及び買入手形	40,000	_
買入金銭債権	35	964
有価証券 ※6,11	221,731	322,821
貸出金 ※1,2,3,4,5,7	506,351	506,967
外国為替	152	186
その他資産 ※6	3,012	2,766
有形固定資產 ※8,9	12,718	11,953
無形固定資産	357	461
繰延税金資産	2,972	1
支払承諾見返	2,075	1,896
貸倒引当金	△4,078	△10,495
資産の部合計	811,668	968,949
(負債の部)		
預金	738,230	826,669
譲渡性預金	39,990	80,930
借用金 ※10	8,124	9,095
外国為替	0	0
その他負債	2,976	13,297
退職給付引当金	104	83
利息返還損失引当金	11	12
睡眠預金払戻損失引当金	62	48
偶発損失引当金	125	128
繰延税金負債	_	208
再評価に係る繰延税金負債 ※8	1,896	1,797
支払承諾	2,075	1,896
負債の部合計	793,596	934,168
(純資産の部)		
資本金	7,485	22,485
資本剰余金	5,875	20,242
利益剰余金	2,177	△10,834
自己株式	△63	△65
株主資本合計	15,474	31,826
その他有価証券評価差額金	196	696
土地再評価差額金 ※8	2,400	2,257
その他の包括利益累計額合計	2,597	2,954
純資産の部合計	18,071	34,781
負債及び純資産の部合計	811,668	968,949

⁽注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■中間連結損益計算書

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (平成22年4月 1 日から (平成22年9月30日まで)	当中間連結会計期間 (平成23年4月 1 日から (平成23年9月30日まで)
経常収益	8,037	7,394
資金運用収益	6,503	5,952
(うち貸出金利息)	(5,286)	(4,815)
(うち有価証券利息配当金)	(1,174)	(1,020)
役務取引等収益	1,092	1,043
その他業務収益	273	199
その他経常収益	167	199
経常費用	10,016	15,707
資金調達費用	725	615
(うち預金利息)	(475)	(381)
役務取引等費用	708	652
その他業務費用	1,648	436
営業経費	5,444	5,586
その他経常費用 ※1	1,489	8,415
経常損失(△)	△1,979	△8,312
特別利益	71	_
固定資産処分益	15	_
償却債権取立益	18	_
睡眠預金払戻損失引当金戻入益	18	_
偶発損失引当金戻入益	14	_
その他の特別利益	4	_
特別損失	42	259
固定資産処分損	0	2
減損損失 ※2	18	256
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	23	_
税金等調整前中間純損失(△)	△1,950	△8,571
法人税、住民税及び事業税	58	24
法人税等還付税額	_	△52
法人税等調整額	511	1,025
法人税等合計	569	997
中間純損失(△)	△2,520	△9,569

⁽注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■中間連結包括利益計算書

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (平成22年4月 1 日から (平成22年9月30日まで)	当中間連結会計期間 (平成23年4月 1 日から) (平成23年9月30日まで)
中間純損失(△)	△2,520	△9,569
その他の包括利益	△31	2,214
その他有価証券評価差額金	△31	2,214
中間包括利益	△2,552	△7,354
親会社株主に係る中間包括利益	△2,552	△7,354

⁽注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■中間連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	44 1 ppy444 A =140pp	
	前中間連結会計期間 (平成22年4月 1 日から) 平成22年9月30日まで)	当中間連結会計期間 (平成23年4月 1 日から) 平成23年9月30日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	7,485	7,485
当中間期変動額		
新株の発行	_	15,000
当中間期変動額合計	_	15,000
当中間期末残高	7,485	22,485
資本剰余金		
当期首残高	5,875	5,875
当中間期変動額		
新株の発行	_	15,000
欠損填補	_	△632
当中間期変動額合計	_	14,367
当中間期末残高	5,875	20,242
利益剰余金		
当期首残高	5,076	△1,947
当中間期変動額		
剰余金の配当	△378	_
欠損填補	_	632
土地再評価差額金の取崩	_	49
中間純損失(△)	△2,520	△9,569
当中間期変動額合計	△2,899	△8,887
当中間期末残高	2,177	△10,834
自己株式		
当期首残高	△63	△64
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△1
当中間期変動額合計	△0	△1
当中間期末残高	△63	△65
株主資本合計		
当期首残高	18,373	11,347
当中間期変動額		
新株の発行	_	30,000
剰余金の配当	△378	_
土地再評価差額金の取崩	_	49
中間純損失(△)	△2,520	△9,569
自己株式の取得	△0	△1
当中間期変動額合計	△2,899	20,478
当中間期末残高	15,474	31,826

(単位:百万円)

		(単位・日万円)
	前中間連結会計期間 (平成22年4月 1 日から) (平成22年9月30日まで)	当中間連結会計期間 (平成23年4月 1 日から (平成23年9月30日まで)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	228	△1,517
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△31	2,214
当中間期変動額合計	△31	2,214
当中間期末残高	196	696
土地再評価差額金		
当期首残高	2,400	2,306
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	_	△49
当中間期変動額合計	_	△49
当中間期末残高	2,400	2,257
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,629	789
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△31	2,165
当中間期変動額合計	△31	2,165
当中間期末残高	2,597	2,954
純資産合計		
当期首残高	21,003	12,137
当中間期変動額		
新株の発行	_	30,000
剰余金の配当	△378	_
土地再評価差額金の取崩	_	49
中間純損失(△)	△2,520	△9,569
自己株式の取得	△0	△1
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△31	2,165
当中間期変動額合計	△2,931	22,644
当中間期末残高	18,071	34,781

⁽注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

中間建和イヤクノユ・ノロー計算者		(単位:百
	前中間連結会計期間 (平成22年4月 1 日から) (平成22年9月30日まで)	当中間連結会計期間 (平成23年4月 1 日から) (平成23年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失(△)	△1,950	△8,571
減価償却費	312	327
減損損失	18	256
貸倒引当金の増減(△)	151	3,629
賞与引当金の増減額(△は減少)	△116	-
退職給付引当金の増減額(△は減少)	 △14	△13
でである。 役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△143	_
		_
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	△4	5
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△28	△26
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△14	2
資金運用収益	△6,503	△5,952
資金調達費用	725	615
有価証券関係損益(△)	2,258	4,040
為替差損益(△は益)	△0	△0
固定資産処分損益(△は益)	△14	2
貸出金の純増(△)減	4,089	△19,949
預金の純増減(△)	14,369	99,227
譲渡性預金の純増減(△)	6,180	40,330
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△2,102	1,088
	-	·
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△2,020	71
コールローン等の純増(△)減	△10,003	14,063
外国為替(資産)の純増(△)減	△7	△12
外国為替(負債)の純増減(△)	△0	△0
資金運用による収入	5,531	5,094
資金調達による支出	△603	△453
その他	409	432
小計	10,519	134,206
法人税等の還付額	_	49
法人税等の支払額	△19	△26
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,499	134,229
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△54,750	△130,466
有価証券の売却による収入	19.658	41.906
有価証券の償還による収入	29,000	6,640
投資活動としての資金運用による収入	1,185	1,000
	1,165 △144	
有形固定資産の取得による支出		△342
有形固定資産の売却による収入	15	_
無形固定資産の取得による支出	△169	△174
資産除去債務の履行による支出		△3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,206	△81,439
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△3	△7
劣後特約付借入金の返済による支出	_	△1,000
財務活動としての資金調達による支出	△108	△89
株式の発行による収入	_	30,000
配当金の支払額	△375	△0
自己株式の取得による支出	△0	 △1
財務活動によるキャッシュ・フロー		28,900
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	4,805	81.690
現金及び現金同等物の期首残高	19.149	. ,
		-
現金及び現金同等物の中間期末残高 ※1	23,954	49,209 130,900

⁽注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■中間連結財務諸表

前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の中間連結財務諸表は、金融商品 取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査証明 を受けております。

■中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(当中間連結会計期間)

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1)連結子会計 1 計

会社名 仙銀ビジネス株式会社

(連結の範囲の変更)

従来、連結子会社であった仙銀カード株式会社は、平成23年4月1日に 当行へ吸収合併されたことにより、連結の範囲から除外しております。

- (2) 非連結子会社
- 持分法の適用に関する事項
- (1)持分法適用の非連結子会社
- (2)持分法適用の関連会社 0社
- (3)持分法非適用の非連結子会社 0社 ∩ \(\frac{1}{2}\)
- (4)持分法非適用の関連会社
- 3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項
- (1)連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
 - 9月末日 1社
- (2)子会社については、中間決算日の中間財務諸表により連結しております。 4. 会計処理基準に関する事項

介計

- (1)商品有価証券の評価基準及び評価方法
- 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)によ り行っております.
- (2)有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却 有側部は分の計画は、海州採有目的の損分にしては移動平均法による頃間 原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算 定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動 平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処 理しております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4)減価償却の方法
- ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

当行及び連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。ま 主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物:2年~50年 その他:2年~20年

無形固定資産 (リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年) に基づいて償却しております。

→ 八号性 所有権格執外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該 スコル 回 から こう マイ ステップ に 大 回 不 まい 以 次 残価 保証額 とし、それ以外のものは零としております。 (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり 計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破 綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実 質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されて いる直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者 の状況にないが、予核性高級能に相当可能はが入るいて認められる順分が (以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の 処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、 債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上 記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸 倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定

安末他、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、 その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債 権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した 残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 3,743百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与 の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7)退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末に おける退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末 において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算 上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間 内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した 額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異 (2,385百万円) については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分 の6を乗じた額を計上しております。

(8)利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返 還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上してお ります.

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者か らの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り 必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への 負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額 を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円 換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債はございません。 (12)リース取引の処理方法

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するも のについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)注14により、金 利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減 して処理しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ 会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上

会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上 及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。) に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動 リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ 対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相 当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しており *** ます。

連結子会社はヘッジ会計を適用しておりません。

(14)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借 対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によ っております。

■追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24 号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しておりま

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員 会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は、「その 他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理 を行っておりません。

■注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は876百万円、延滞債権額は25,391百万円で

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続してい ることでの他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。 以下「未収利息不計上貸出金」という。) のうち、法人税法施行令(昭和40 年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債 務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出

金以外の貸出金であります。 ※2.貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,017百万円であります。

なお、3カ月以上延縮債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないも のであります。

※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は210百万円であります。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権 額の合計額は27,495百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありま

- ※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び 監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基 画者 10 以後、10 年 20 日本 10 元却又は「円)担保という方法で自由に処力できる その額面金額は、3,182百万円であります。 ※6.担保に供している資産は次のとおりであります。

日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券78,123百万円、現金預け金0百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。

その他資産のうち敷金保証金は213百万円であります。

'. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの 融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がな 一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。 いはソ、たいな反映は、長頭を実行が高は、130,179百万円であります。このうちかに係る融資未実行残高は、130,179百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの) が124,080百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるた なめ、これらの契約が多くは、融資実行されずに終りするものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨 の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・ 有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上 の措置等を講じております。

※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、 ・ 土地の円台町町に関する1次年(下版10十3月31日ム町以下は、当該評価差額に 当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に 係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、 これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上してお

ります。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する 地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁 長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正

等、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末 における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額と

※9. 有形固定資産の減価償却累計額

- 6 190百万円
- ※10. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金7,000百万円が含まれております。
- ※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項) による社債に対する保証債務の額は1,195百万円であります。

- その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,273百万円、株式等償却3,739百

当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上してお

7) み	9490				
項番	地域	用途	種類	減損損失額	
1	宮城県白石市	営業用店舗	土地・建物・その他の有形固定資産	27百万円	
2	宮城県亘理郡	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	114百万円	
3	東京都中央区	営業用店舗	建物・その他の有形固定資産	5百万円	
4	宮城県柴田郡	営業用店舗	土地	32百万円	
5	宮城県牡鹿郡	営業用店舗	土地	16百万円	
6	宮城県本吉郡	営業用店舗	土地	26百万円	
7	古城朱平口印	営業用店舗	土地	11百万円	
8	宮城県気仙沼市	営業用店舗	土地	17百万円	
9	宮城県石巻市	営業用店舗	土地	5百万円	

上記資産のうち、項番1~3については、営業活動から生ずる損益が継続 工記員住のプラス、項値 1~3にプいては、呂来治動からよりる頂面が整施 してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が 帳簿価額に満たないこと、項番4については、使用を中止して遊休状態とな る予定であること、項番5~9については、震災の影響により使用不能の状態となり、将来の使用開始の目途が立っていないことから、帳簿価額を回収 可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上してお

資産のグルーピングは、当行グループの管理会計上の最小区分(営業店単 位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行グループ全体としてグルーピング で行っております。 なお、遊休資産及び使用不能資産については、個々の資産単位でグルーピ

ングを行っております。

また、当該資産グループの回収可能価額の算定は、項番1については将来 キャッシュ・フローを1.5%の割引率により割り引いて算定した使用価値に より測定しており、項番2~9については当行の担保評価基準に基づいた合 理的な価額等に基づき算定した正味売却価額により測定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要	Ę
発行済株式数						
普通株式	7,591	_	_	7,591		
第Ⅰ種優先株式	_	20,000	_	20,000	(注)	1
合計	7,591	20,000	_	27,591		
自己株式						
普通株式	23	1	_	24	(注)	2
第Ⅰ種優先株式	_	_	_			
合計	23	1	_	24		

- (注) 1. 発行済株式の第 I 種優先株式の増加20,000千株は、第三者割当による新 株の発行による増加であります。
 - 当中間連結会計期間における増加は、単元未満株式の買取りによる増加 であります。
- 2. 配当に関する事項
 - (1)当中間連結会計期間中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当 中間連結会計期間の末日後となるもの 該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係

現金預け金勘定	131,426
定期預け金	△0
その他の預け金	△525
現金及び現金同等物	130,900

(平成23年9月30日現在 単位:百万円)

(リース取引関係)

- ファイナンス・リース取引
- (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引
- リース資産の内容 有形固定資産
- 車両運搬具 リース資産の減価償却の方法
- 中間連結財務諸素作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (2)通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外
- ファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計 期間末残高相当額

(単位:百万円) 中間連結会計期間末 取得価額相当額 減価償却累計額相当額 残高相当額 31 有形固定資産 26 無形固定資産

未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額

(単位:百万円)

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位:百万円)

支払リース料 減価償却費相当額 支払利息相当額

(4) 減価償却費相当額の算定方法

1年評 合計

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっておりま d,

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額と し、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっておりま す。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (単位:百万円)

	11
1 年内	9
1 年超	_
合計	9

(金融商品関係)

全融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められ る非上場株式は、次表には含めておりません。(注2参照)

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	131,426	131,426	_
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	22,686	19.894	△2,791
その他有価証券	299,857	299.857	
(3)貸出金	506.967		
貸倒引当金(※1)	△10,237		
	496,729	505,047	8,317
資産計	950,699	956,225	5,525
(1) 預金	826,669	826,985	315
(2) 譲渡性預金	80,930	80,930	_
(3) 借用金	9,095	9,199	104
負債計	916,694	917,114	419

(※1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。 (※2)中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略 しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

<u>資産</u> (1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、残存期 間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及びブロー カーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基

準価格及び取引金融機関から提示された価格によっております。 自行保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合 計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算 定しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価について は、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、経営者の合理的な見 積りに基づく合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額と しております

変動利付国債の時価については、国債の利回り等から見積った将来キャッ シュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定し ており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数で

あります。 なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、連結と単体 と同額であるため、21、22ページの「時価情報 有価証券関係」をご参照

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利に と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

は帳房側観と近似していることから、当念帳房側配を時間としております。 デリバティブの要素が含まれている貸出金は、取引金融機関及びブローカーから提示された価格を時価としております。 また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決貸日現在における中間連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をは歴リスを出生ました。 額を時価としております

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返 済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価 としております。

<u>負債</u> (1)預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿 価額 を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間 ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し ております。その割引率は、店頭表示金利を用いております。なお、残存期 間が短期間 (1年以内) のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としております。また、変動金利によるものは、短期間 で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額を時価としております。

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借 用金の元利金の合計額を、当行の格付に応じた信用スプレッドを市場金利に 加算した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期 間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳 簿価額を時価としております。また、劣後ローンについては、当行が発行した場合に付与される劣後債の格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算 した利率で割り引いて時価を算定しております。

<u>デリバティブ取引</u> デリバティブ取引については、連結と単体と同額であるため、23ページの「デ リバティブ取引」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであ り、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりま せん.

(単位:百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	277
合計	277

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困 難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当行の100%連結子会社である仙銀カード株式会社は、平成22年6月29日開催 の第89回定時株主総会決議及び関係官庁の許認可に基づき、平成23年4月1日を

- 合併期日として、当行に吸収合併いたしました。 1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名 称並びに取引の目的を含む取引の概要
 - (1)結合当事企業の名称及びその事業の内容
 - 結合企業

名称 株式会社仙台銀行(当行)

②被結合企業

名称 仙銀カード株式会社 事業の内容 クレジットカード業務

(2)企業結合の法的形式

株式会社仙台銀行を存続会社、仙銀カード株式会社を消滅会社とする吸 収合併

(3)結合後企業の名称

株式会社仙台銀行

(4)取引の目的を含む取引の概要

当行と仙銀カード株式会社において重複しているクレジットカード業務を当行に集約することにより、当行グループ全体のクレジットカード業務 の営業力強化と効率化を図ります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及 び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計 基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会 計処理をしております。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

	(単位:百万円)
期首残高	36
有形固定資産の取得に伴う増加額	0
その他増減額 (△は減少)	△5
当中間連結会計期間末残高	32

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

1株当たり純資産額

(単位:円)

当中間連結会計期間 (平成23年9月30日

(注) 1 株当たり中間純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。			
	当中間連結会計期間末 (平成23年9月30日)		
純資産の部の合計額 純資産の部の合計額から控除する金額 (うち優先株式発行金額) ・・通株式に係る中間期末の純資産額 1株当たり純資産額の資定に用いられた中	34,781百万円 30,000百万円 30,000百万円 4,781百万円		
間期末の普通株式の数	7,566千株		

2. 1株当たり中間純利益金額(△は1株当たり中間純損失金額)の算定上の基礎

	当中間連結会計期間
	/自平成23年4月1日\
	至平成23年9月30日
1株当たり中間純利益金額	△1.264.52円
(△は1株当たり中間純損失金額)	△1,204.52円
(算定上の基礎)	
中間純損失 (△)	△9,569百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円
普通株式に係る中間純損失 (△)	△9,569百万円
普通株式の期中平均株式数	7,567千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整	
後1株当たり中間純利益金額の算定に含め	_
なかった潜在株式の概要	

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間 純損失が計上されているため記載しておりません。

(重要な後発重象)

該当事項はありません。

■連結リスク管理債権

(単位:百万円)

	平成22年9月期	平成23年9月期
破綻先債権額	1,166	876
延滞債権額	18,741	25,391
3カ月以上延滞債権額	336	1,017
貸出条件緩和債権額	148	210
合計	20,393	27,495

(注) 平成23年9月期連結リスク管理債権の項目説明につきましては、7ページの注記事項(中間連結貸借対照表関係※1から※4)に記載しております。

■連結白己資本比率(国内基準)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するた めの基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

(単位:百万円)

		平成22年9月期	平成23年9月期
基本的項目	資本金	7,485	22,485
(Tier1)	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金	_	_
	資本剰余金	5,875	20,242
	利益剰余金	2,177	△10,834
	自己株式(△)	△63	△65
	自己株式申込証拠金	_	_
	社外流出予定額(△)	_	_
	その他有価証券の評価差損(△)	_	_
	為替換算調整勘定	_	_
	新株予約権	_	_
	連結子法人等の少数株主持分	_	_
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	_	_
	営業権相当額(△)	_	_
	のれん相当額(△)	_	_
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	_	_
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	_	_
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	15,474	31,826
	繰延税金資産の控除金額(△)	_	_
	計(A)	15,474	31,826
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	_	_
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,933	1,824
(Tier2)	一般貸倒引当金 負債性資本調達手段等	1,120	1,816
	負債性資本調達手段等	5,600	5,200
	うち永久劣後債務(注2)	-	_
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	5,600	5,200
	計	8,654	8,841
	うち自己資本への算入額 (B)	8,654	8,841
控除項目	控除項目(注4) (C)	330	_
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	23,798	40,667
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	279,425	262,095
	オフ・バランス取引等項目	4,777	4,961
	信用リスク・アセットの額 (E)	284,203	267,057
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	24,138	23,540
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1.931	1.883
	計(E) + (F) (H)	308,341	290.597
連結自己資	資本比率 (国内基準) = (D) / (H) × 100 (%)	7.71	13.99
(参考) Ti	er1比率=(A)/(H)×100(%)	5.01	10.95

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券 を含む。) であります。
 - 2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

 - (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること (2)一定の場合を除き、償還されないものであること (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 - 3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が 含まれております。

■セグメント情報

1.事業の種類別セグメント情報

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び当中間 連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード等の事業を営んでおりますが、そ れらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメン ト情報は記載しておりません。

2.所在地別セグメント情報

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び当中間

連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項は ありません。

3.国際業務経常収益

前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び当中間 連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省 略しております。